

プロスポーツ団体との連携による脱炭素チャレンジ普及啓発業務 企画提案競技実施要領

1 趣旨・目的

地球温暖化による熱中症リスクの増加や大雨による洪水の発生などといった気候変動による影響が全国各地で現れている。

県では、気候変動の影響から県民の暮らしを守り、豊かで美しい自然環境と持続可能な社会を将来に引き継ぐため、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（脱炭素社会の実現）を目指すことを表明した。

脱炭素社会の実現を目指し、県民自らが今できる取組の普及啓発を目的として、本業務を委託により実施する。

2 委託業務の内容

(1) 業務の名称

プロスポーツ団体との連携による脱炭素チャレンジ普及啓発業務

(2) 業務の概要

脱炭素社会の実現を目指すため、県内に本拠地を置くプロスポーツ団体のホームゲーム会場において、来場者に地球温暖化対策やごみ減量の取組の実践を促す啓発イベントを実施する。

(3) 業務の仕様

別添仕様書のとおり

(4) 業務実施期間

契約締結日から令和3年12月24日（金）まで

(5) 委託料

2,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

3 企画提案競技の実施方法

公募により企画提案を募集した上で、提出資料による書類審査を行い、最も優れた提案を行ったと認められる者を本業務の契約候補者として選定する。

4 企画提案競技への参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人、団体等であること。

(1) 上記2の業務について、十分な業務遂行能力があること。

(2) 青森県内に営業拠点（本社、支社又は営業所等）を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県に

おける一般競争入札に参加できない者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 納付すべき地方税及び国税を滞納していない者であること。
- (7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

5 企画提案競技への参加表明

企画提案競技への参加を希望する者は、下記により参加表明を行うこと。

- (1) 提出書類 企画提案競技参加表明書（様式 1）
- (2) 提出期限 令和 3 年 8 月 4 日（水）17 時 00 分
- (3) 提出方法 電子メール又は FAX
- (4) 提出先 下記「14 書類の提出及び問合せ先」に同じ

6 企画提案競技提出書類及び提出方法等

企画提案競技参加者は、次のとおり企画提案書を作成し提出するものとする。なお、様式は任意であるが、日本産業規格 A 4 又は A 3 サイズ（折り込むこと）を基本とし、ページ番号を付すものとする。

- (1) 提出部数 7 部
- (2) 提出期限 令和 3 年 8 月 20 日（金）12 時 00 分
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出先 下記「14 書類の提出及び問合せ先」に同じ
- (5) 企画提案書の記載事項
 - ア 総括的事項
業務全体の企画要旨
 - イ 事業提案
 - ・啓発イベントの実施企画案（企画の内容、人員配置等）
 - ・啓発イベントの事前広報企画案（周知方法等）
 - ウ 経費見積書
積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
 - エ スケジュール
業務開始から終了までのスケジュールを提案すること。

オ 業務実施体制

スタッフ配置、業務責任者・連携事業者等を記載すること。

カ その他企画提案を説明するのに必要な書類

(6) 留意点

- ・企画提案は1者1案とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の作成及び提出等に要した経費は、全て提案者の負担とする。
- ・採用された場合、企画提案書の内容を原案とするが、協議の上、一部を変更することができるものとする。

7 質問の受付

本業務の内容・仕様等に関する質問がある場合は、次により受け付ける。

- (1) 提出書類 質問票（様式2）
- (2) 受付期限 令和3年7月30日（金）12時00分
- (3) 提出方法 持参、電子メール又はFAXにより提出すること。原則、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けない。
- (4) 提出先 下記「14 書類の提出及び問合せ先」
- (5) 回答方法 令和3年7月16日（金）までに質問票を提出した者あてに電子メール又はFAXで回答するほか、県のホームページに掲載する。

8 辞退

上記5により参加表明を行った者において、諸事情により企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式3）を持参又は郵送により下記「14 書類の提出及び問合せ先」まで提出すること。

9 企画提案競技の実施方法

書面審査による。

10 審査基準

- (1) 業務全体の企画趣旨が適切か。
- (2) 啓発イベントの内容は、目的に沿った企画内容となっており、訴求力のある効果的なものとなっているか。
- (3) 啓発イベント事前広報の内容は、訴求力のある効果的なものとなっているか。
- (4) 業務の実施体制が無理なく確保され、経費見積が適正で、円滑な執行が期待できるスケジュールとなっているか。

11 選定結果の通知

令和3年8月6日（金）までに、提案者に対し採択の可否を通知する。
ただし、次のいずれかに該当する場合は失格とし、選考の対象としない。

- ・企画提案書を期限までに提出できなかったもの。
- ・本実施要領及び仕様書に示された条件に適合していないもの。
- ・企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。
- ・その他不正な手段により企画提案されたもの。

12 契約手続

最優秀提案者を契約候補者とし、提案内容を基に協議し内容を精査したうえで、改めて見積書を徴取し、随意契約による委託契約を締結する。

13 スケジュール

「質問票」（様式2）受付期限	7月30日（金）12時
質問回答	8月2日（月）
「参加表明書」（様式1）提出期限	8月4日（水）17時
企画提案書等提出期限	8月20日（金）12時
審査結果通知	8月25日（水）
契約締結、業務開始	8月下旬

14 書類の提出及び問合せ先

青森県環境生活部環境政策課 地球温暖化対策グループ
〒030-8570 青森市長島 1-1-1
TEL：017-722-1111（内線 6481）／017-734-9243（直通）
FAX：017-734-8065
E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp